

申請種別	必要書類				
新規	(6か月以内に発行された) 戸籍謄本	有効な住民登録 ID カード (CARTA D'IDENTITA')	【日本国籍のみの方】 有効な滞在許可証 (PERMESSO DI SOGGIORNO)	【重国籍の方】 他国政府の発行した有効 なパスポート	【未成年者の場合】 親権者同意書
切替(更新)		有効な住民登録 ID カード (CARTA D'IDENTITA')	【日本国籍のみの方】 有効な滞在許可証 (PERMESSO DI SOGGIORNO)	【重国籍の方】 他国政府の発行した有効 なパスポート	【未成年者の場合】 親権者同意書
残存同一 (記載事項変更)	(6か月以内に発行された) 戸籍謄本	有効な住民登録 ID カード (CARTA D'IDENTITA')	【日本国籍のみの方】 有効な滞在許可証 (PERMESSO DI SOGGIORNO)	【重国籍の方】 他国政府の発行した有効 なパスポート	【未成年者の場合】 親権者同意書
残存同一 (査証欄不足)		有効な住民登録 ID カード (CARTA D'IDENTITA')	【日本国籍のみの方】 有効な滞在許可証 (PERMESSO DI SOGGIORNO)	【重国籍の方】 他国政府の発行した有効 なパスポート	【未成年者の場合】 親権者同意書
紛失・盗難・焼失	現地警察署発行の盗難・ 紛失届書	【紛失・盗難・焼失届と同時に新 しいパスポートを作成する場合】 新規の必要書類を参照			
帰国のための渡航書	日本国籍を証する書類 (6か月以内に発行の戸籍 謄本もしくは本籍地記載の 住民票)	帰国の航空券または予約 書 (出発日・日本までの経由 地が記載されたもの)	【未成年者の場合】 親権者同意書		

上記の表は基本の書類です。必要に応じ、上記以外の追加書類を求める場合があります。

提出書類に関しては、受付後に当館からシステムをとoshi、通知いたします。通知後に、戸籍謄本以外は、システムから書類をアップロード可能になります。

戸籍謄本に関しては、審査を進めるにあたり原本が必要になりますので、来館されるか、郵送で提出をお願いします。

郵送で提出される場合の紛失等の郵送事故について当館は責任を負いませんので、書留郵便に準ずる送付方法で送付してください。